

農地 — 基盤整備 —

【強い農業の基盤づくりの推進】

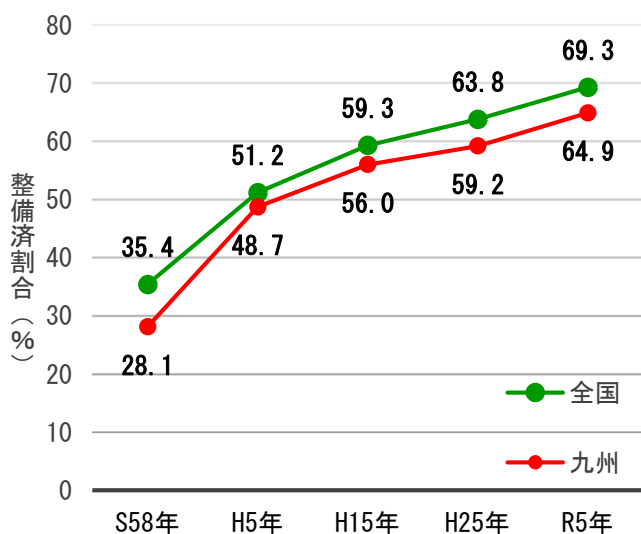
農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、水田の大区画化・汎用化や畑地かんがい施設の整備などの農業の基盤づくりが重要です。

九州の水田の整備済割合(30 a 程度以上)は、全国平均の69.3%よりやや低い64.9%となっており、50 a 以上の大区画化の割合はさらに低い状況です。

一方、畑のかんがい施設の整備割合は、全国平均の26.1%に対し、29.3%とやや高いものの、末端農道整備済割合は全国平均の80.3%より低い69.7%となっています。

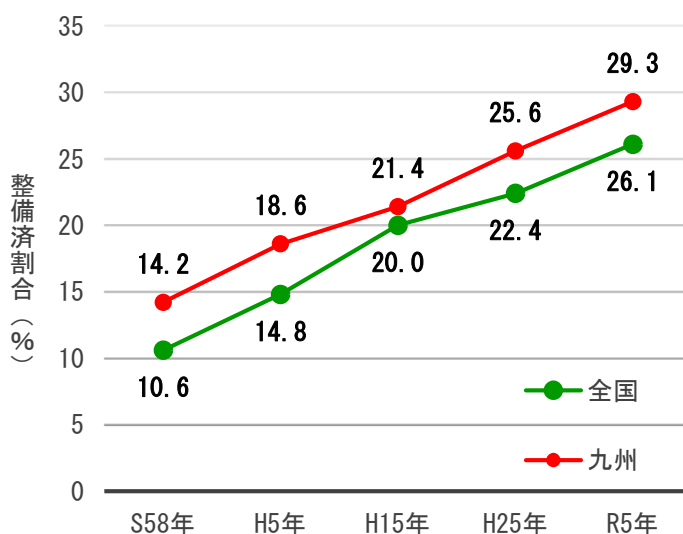
このため、水田の大区画化(汎用化含む)を引き続き推進しつつ、畑の末端農道整備を行うことで、高収益作物の導入や労働生産性の向上を図っていく必要があります。

【水田の整備済割合(30 a 程度以上)の推移】



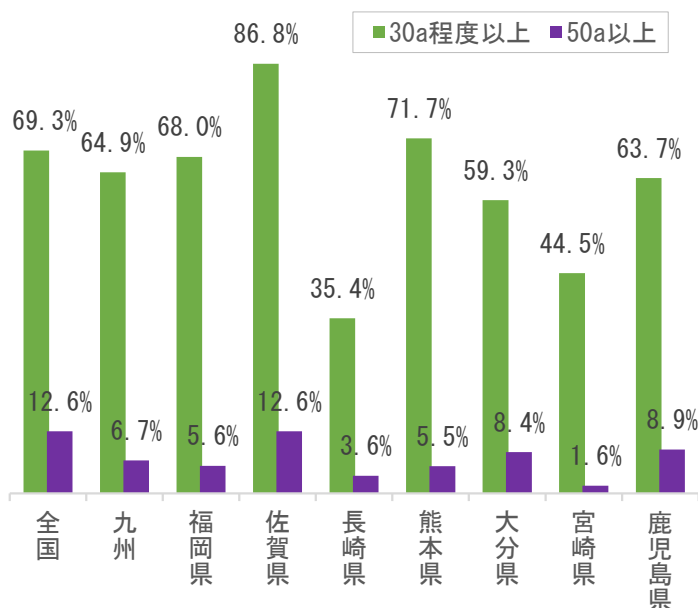
資料：農業基盤情報基礎調査

【畑のかんがい施設の整備済割合の推移】



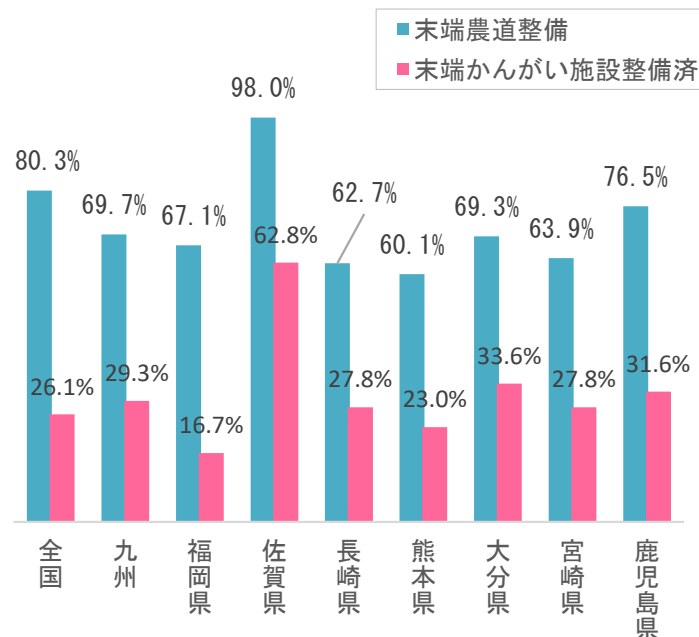
資料：農業基盤情報基礎調査

【水田の整備済割合】



資料：農業基盤情報基礎調査（令和6年3月31日時点）

【畑の整備済割合】



資料：農業基盤情報基礎調査（令和6年3月31日時点）

農地 — 国営土地改良事業等 —

【地域特性を生かした産地形成の基盤を創る国営事業の実施】

九州では、以下の多様な国営土地改良事業等を展開しています。

- 地下ダムの建設による大規模な水源の開発【喜界島地区(鹿児島県)】や、基幹的な農業水利施設の改修及び水需要の変化に対応した用水計画の見直しを踏まえた施設の更新【一ツ瀬川地区(宮崎県)他3地区】を行うかんがい排水事業
- 耕作放棄地を含めた農地を計画的に再編し、担い手への農地の利用集積を進めるための農地整備事業【宇城地区(熊本県)、駅館川地区(大分県)】
- 災害の未然防止を図るため、自然的、社会的状況の変化等により機能が低下した農業用排水施設の機能回復や耐震化を図るための農地防災事業【筑後川下流右岸地区(佐賀県)】
- 高潮や波浪など自然災害から農地や宅地等を防護する海岸保全事業【玉名横島地区及び八代地区(ともに熊本県)、西国東地区(大分県)】

これらの国営事業と県営事業等の関連事業を併せ行うことにより、農業の生産基盤が整備され、地域特性を生かした大規模な産地が維持・形成されています。

【国営土地改良事業等実施地区位置図】



防災事業により、安定した水利用が可能となったクリーク
(筑後川下流右岸地区(佐賀県))



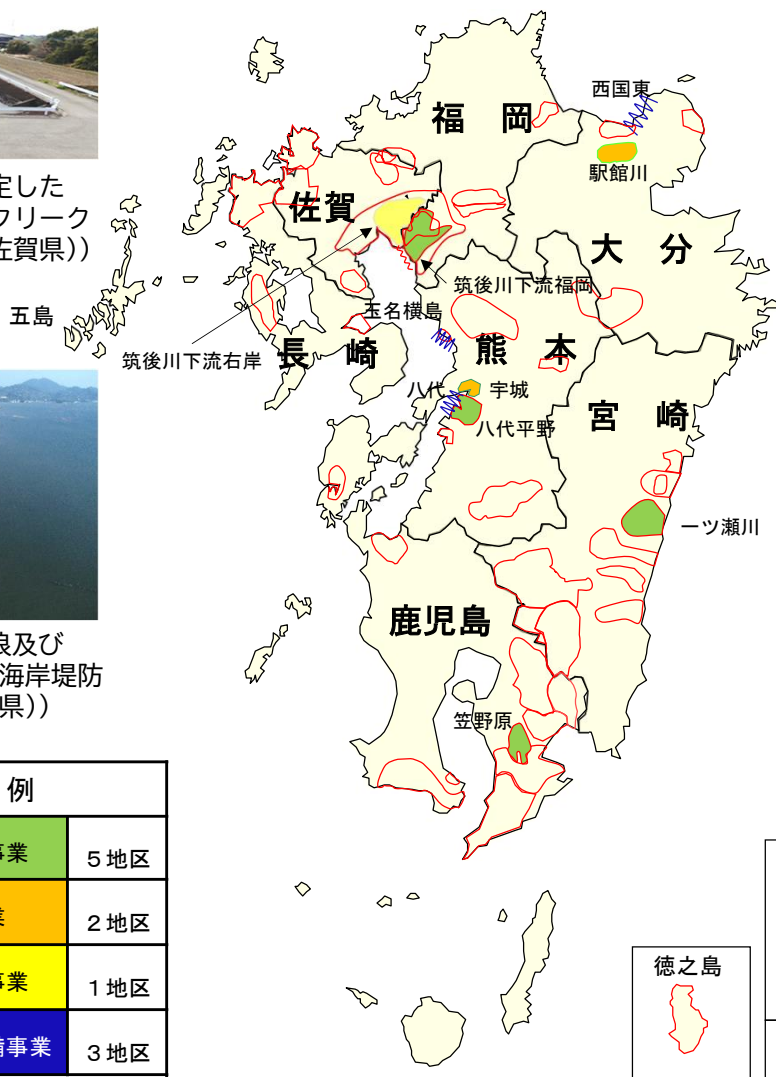
海岸事業で高潮・波浪及び大規模地震対策を行った海岸堤防
(玉名横島地区(熊本県))



区画整理により集積されたベビーリーフ団地
(駅館川地区(大分県))



かんがい排水事業で整備した地下ダムによる畑地かんがい
(喜界島地区(鹿児島県))



凡 例	
国営かんがい排水事業	5 地区
国営農地再編事業	2 地区
国営総合農地防災事業	1 地区
直轄海岸保全施設整備事業	3 地区
国営事業完了地区	



農地 — 農業水利施設等 —

【計画的な農業水利施設等の長寿命化計画の推進】

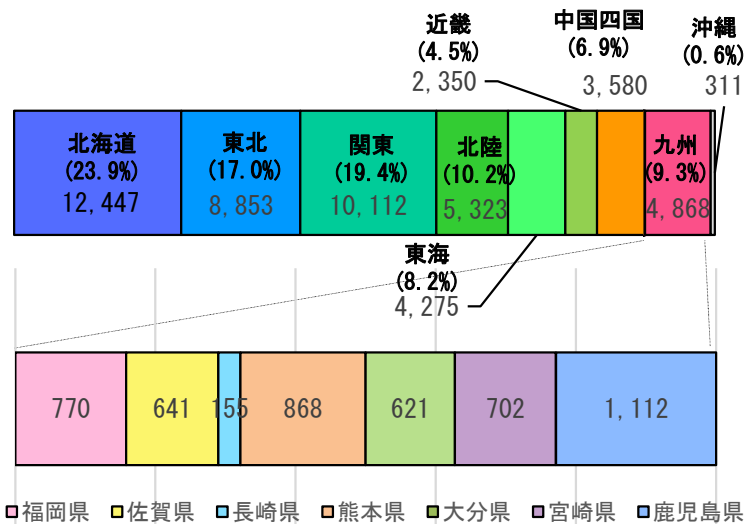
農業生産のため欠くことのできない基幹的な農業用排水路は、全国で52,118kmにおよび地球を1.3周する長さがあり、このうち、九州には4,868km(全国の約9%)の水路が整備されています。また、ダム、頭首工、用排水機場等の基幹水利施設(点施設)は全国で7,781か所、九州には1,117か所(全国の約14%)の施設が存在しています。

一方で、これらの施設は老朽化が進行しており、宮崎県の基幹水利施設(点施設)を筆頭に管内4県で半数以上の施設が耐用年数を超過するなど、突発事故の増加や施設機能の低下が懸念される状況にあります。

そこで、「インフラ長寿命化計画(行動計画)：令和3(2021)年3月改正」に基づき、ストックマネジメントサイクル^{*2}の核となる個別施設計画を策定し、戦略的な維持管理・更新等を推進しています。

【基幹水利施設（水路）の延長】

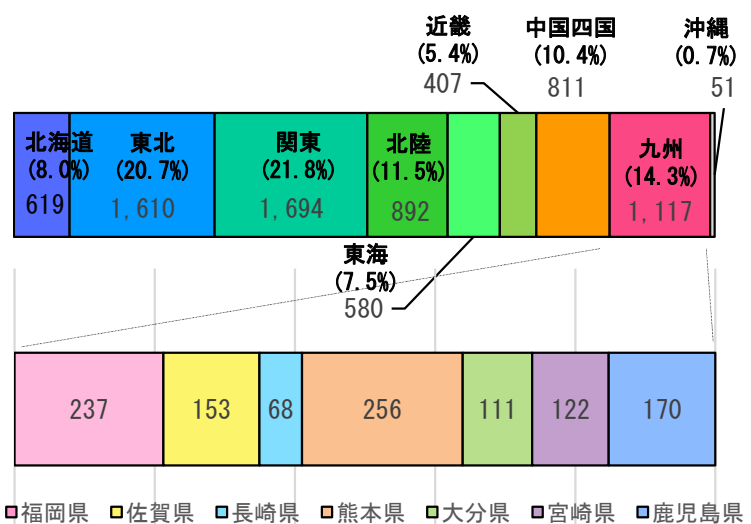
全国 52,118km



資料：農業基盤情報基礎調査
(令和6(2024)年3月31日時点)

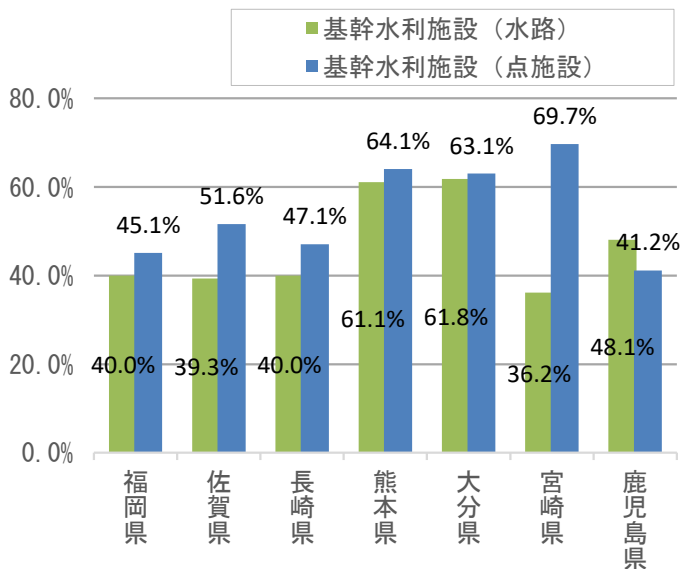
【基幹水利施設（点施設）の施設数】

全国 7,781か所



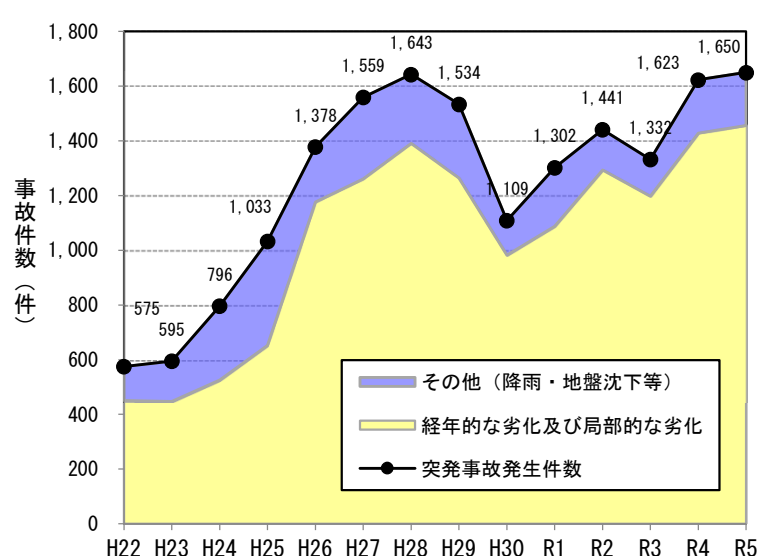
資料：農業基盤情報基礎調査
(令和6(2024)年3月31日時点)

【耐用年数超過割合】



資料：農業基盤情報基礎調査
(令和6(2024)年3月31日時点)

【農業水利施設の突発事故発生状況（全国）】



資料：農村振興局整備部水資源課施設保安全管理室調

農地 — 荒廃農地解消の取組 —

【荒廃農地の再生利用に向けた取組の推進】

令和 6 (2024) 年度に新たに発生した荒廃農地面積は4,979ha、一方、新たに再生利用された荒廃農地面積は1,869haとなっています。

農業者の高齢化や労働力不足を原因とした荒廃化が進む中、地域においては荒廃農地の再生に向けた取組や、農業委員会による所有者等への利用の働きかけ、農地所有者・地域住民による再生、保全活動等が行われています。令和 7 (2025) 年 3 月末時点における再生利用が可能な荒廃農地面積は19,232haとなっており、引き続き、各関係者の取組が期待されます。

農林水産省では、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度による地域・集落の農地保全のための共同活動や、農山漁村振興交付金(最適土地利用対策)による農地の粗放的な利用等の促進による荒廃農地の発生防止支援、また、農地耕作条件改善事業や遊休農地解消対策事業等による荒廃農地の再生整備を支援しています。

九州における荒廃農地面積（令和 6 (2024) 年度）

（単位：ha）

新たに発生した面積	農用地区域	新たに再生利用された面積	農用地区域	再生利用が可能な荒廃農地 (A)	農用地区域	(参考値)			
						再生利用が困難と見込まれる荒廃農地 (B)	農用地区域	荒廃農地面積計 (A+B)	農用地区域
4,979	2,778	1,869	1,168	19,232	11,634	38,435	17,989	57,667	29,622

資料：農林水産省調べ

- 注：1 荒廃農地の各面積は令和 7 (2025) 年 3 月 31 日時点の数値。新たに発生した面積、再生利用された面積は令和 6 (2024) 年 4 月 1 日～令和 7 (2025) 年 3 月 31 日までの期間の数値
 2 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。
 3 農用地区域とは、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）に基づき、市町村が、おおむね10年を見通し、農用地として利用すべき土地として定めた区域のこと。

【事例】 【荒廃農地の再生・発生抑制に係る実証事業】

鹿児島県大崎町では、令和 6 (2024) 年度から荒廃農地の再生利用と発生抑制のための実証事業に取り組まれています。

本実証事業は、荒廃農地や荒廃化が懸念される条件不利な農地において、省力的な作物を導入することにより、懸念される労働力不足への対応と農地の保全の可能性を探るものです。

具体的には、地域の農家や福祉事業者の協力の下、サンショウ(令和 6 (2024)～7 (2025) 年度：48 a) やマコモダケ(令和 7 (2025) 年度：13a) を、荒廃農地を再生した農地に植え付けています。

また、継続的な取組とするには一定の収益が見込まれることが重要との考えから、栽培に当たっては、大崎町の特徴である資源循環への積極的な取組を活かして、生ごみから作られた有機堆肥を活用することによるブランド力の向上や、協力企業との商品開発も進められており、さらには、農福連携による作業負担の軽減と障害者等の生きがいづくりの場の創出にも配慮しています。

今後は、現地見学会の企画や、実証事業の結果を踏まえた栽培マニュアルを策定することにより、地域への取組拡大を目指しています。



サンショウ



マコモダケ

【問合せ先】 鹿児島県大崎町農林振興課